

糸魚川市教育委員会事業共催及び後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸魚川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育委員会以外の団体等の行う事業を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の実施に当たり、企画又は運営に参加し、その事業を推進することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その事業を支援することをいう。

(対象事業)

第3条 共催又は後援（以下「共催等」という。）の対象となる事業は、事業の目的及び内容が、市民の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利、売名を主たる目的としないもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としないもの
- (3) 主催者の存在、組織等が明確であり、十分な事業遂行能力があるもの
- (4) 事業の開催又は開催の場所が公衆衛生及び災害防止について、十分な対策が講じられているもの
- (5) 教育委員会の方針及び施策に反しないもの

(対象者)

第4条 共催等を受けることができる団体又は個人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる公共的団体
- (2) 福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等を主として行う団体又は個人
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体又は個人

(共催等の申請)

第5条 共催等を受けようとする団体の代表者又は個人（以下「申請者」という。）は、糸魚川市教育委員会事業共催・後援申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、次に掲げる書類等のうち、事業の調査に必要なものを申請書に添付させることができる。

(1) 申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類

(2) 事業の内容を明らかにする書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業に関する資料で教育委員会が必要と認めるもの

(共催等の承認)

第 6 条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、糸魚川市教育委員会事業共催・後援承認・不承認通知書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による共催等の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第 7 条 前条の規定により共催等の承認を得た団体又は個人(以下「事業者」という。)は、当該承認を得た事業(以下「承認事業」という。)の内容等を変更しようとするとき又は承認事業を中止しようとするときは、速やかに糸魚川市教育委員会事業共催・後援変更・中止届出書(様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(承認事業の報告)

第 8 条 事業者は、承認事業が終了したときは、速やかに糸魚川市教育委員会事業共催・後援実施報告書(様式第 4 号)を、教育委員会に提出しなければならない。

(共催等の承認の取消し)

第 9 条 教育委員会は、事業者が次のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の承認を取り消すものとする。

(1) 第 3 条及び第 4 条に規定する要件を具備しなくなったとき。

(2) 不適当な行為があると認めるとき。

2 前項の取消しは、糸魚川市教育委員会事業共催・後援取消通知書(様式第 5 号)を事業者に交付して行うものとする。

(庶務)

第 10 条 共催等に関する庶務は、当該事業を所管する部署又は当該事業に関連のある部署において処理し、所管する部署及び関連する部署がない場合は、教育総務課において処理するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。